

◆ 手数料返戻金制度について

手数料返戻金制度とは、当社の職業紹介により入社した求職者が、入社後自己都合による退職または本人の責めに基く事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

- (1) 入社日から 30 日以内の退社の場合、紹介手数料の 100%を変換するものとする。
 - (2) 入社日から 60 日以内の退社の場合、紹介手数料の 50%を変換するものとする。
 - (3) 入社日から 90 日以内の退社の場合、紹介手数料の 20%を変換するものとする。
- ✧ 別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。
 - ✧ 派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

◆ 手数料返戻金制度の返還の免責

以下の項目の一つ以上に該当した場合、返金義務を免責させていただきます。

- 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- 当該労働者の退職日より 1 ヶ月以内に退職を証明できる書類、または書面での申し入れを当社に提出しなかった場合
- その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合